



島根県報

平成27年 5月29日 (金)
号外 第 111 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	(自然環境課)	2
島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	(")	3
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(森林整備課)	3

【告 示】

島根県鳥獣保護員設置要綱の一部改正	(森林整備課)	43
-------------------	---------	----

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正	(総務課)	43
--------------	-------	----

公布された条例等のあらまし

◇島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第45号）

1 規則の概要

(1) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為について、次のとおりとすることとした。（第20条関係）

ア 海岸保全施設の改築又は増築について、堤防又は胸壁と一体的に設置された樹林に係るものを除くこと。

イ 河川管理施設の改築又は増築について、樹林帯に係るものを除くこと。

(2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う引用する法律の題名の改正（第20条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第46号）

1 規則の概要

(1) 特別地区内の行為の許可基準に係る工作物の新築等について、次のとおりとすることとした。（第15条関係）

ア 海岸保全施設について、堤防又は胸壁と一体的に設置された樹林を除くこと。

イ 河川管理施設について、樹林帯を除くこと。

(2) 特別地区内における行為の制限の対象とならない国等の行為について、次のとおりとすることとした。（第19条関係）

ア 海岸保全施設の改築又は増築について、堤防又は胸壁と一体的に設置された樹林に係るものを除くこと。

イ 河川管理施設の改築又は増築について、樹林帯に係るものを除くこと。

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う引用する法律の題名の改正（第19条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第47号）

1 規則の概要

(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う規定及び様式の整備

(2) 次に掲げる規則の規定の整理

ア 島根県県税条例施行規則

イ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第45号

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立自然公園条例施行規則（昭和36年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第20条第7号中「河川管理施設」の次に「（樹林帯を除く。）」を、「海岸保全施設」の次に「（堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）」を加え、同条第18号の13、第28号の10及び第28号の11中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第46号

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

島根県自然環境保全条例施行規則（昭和52年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号ウ(イ)中「海岸保全施設」の次に「（堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第19条第2号において同じ。）」を加え、同号ウ(エ)中「施設」の次に「（樹林帯を除く。）」を加える。

第19条第4号中「河川管理施設」の次に「（樹林帯を除く。）」を加え、同条第9号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第47号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

第2条第2項中「有害鳥獣捕獲」を「管理（被害防止）」に、「有害鳥獣被害状況書」を「鳥獣被害状況書」に改め、同条第3項中「有害鳥獣捕獲の」を「鳥獣捕獲の」に、「有害鳥獣捕獲依頼書」を「鳥獣捕獲依頼書」に改める。

第14条に次の1項を加える。

2 省令第59条の2の規定による狩猟について必要な適性を有することを確認する書面は、様式第14号の2によるものとする。

第30条ただし書中「提出する書類」の次に「並びに鳥獣捕獲等事業の認定、変更、廃止及び更新に係る書類」を加え、同条を第42条とする。

第29条（見出しを含む。）中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改め、同条を第41条とし、第25条から第28条まで

を12条ずつ繰り下げる。

第24条中「第22条」を「第34条」に改め、同条を第36条とし、第21条から第23条までを12条ずつ繰り下げる。

第20条の次に次の12条を加える。

(住居集合地域等における麻醉銃猟の許可の申請)

第21条 法第38条の2第2項の規定による申請は、様式第22号によるものとする。

(麻醉銃猟許可証の再交付の申請)

第22条 法第38条の2第7項の規定による申請は、様式第23号によるものとする。

2 亡失により麻醉銃猟許可証の再交付を受けた者は、当該亡失した麻醉銃猟許可証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

(住所等の変更の届出)

第23条 省令第46条の2第5項の規定による届出は、様式第23号によるものとする。

(麻醉銃猟許可証の亡失の届出)

第24条 省令第46条の2第6項の規定による届出は、様式第23号によるものとする。

(鳥獣捕獲等事業の認定の申請)

第25条 法第18条の3第1項の申請書は、様式第24号によるものとする。

2 省令第19条の2第2項第2号の規定による役員及び事業管理責任者名簿は、様式第25号によるものとする。

3 省令第19条の2第2項第5号の規定による事業管理責任者が省令第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面は、様式第26号によるものとする。

4 省令第19条の2第2項第10号の規定による夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が省令第19条の5第1項第2号の基準に適合することを証する書類は、様式第27号、様式第27号の2及び様式第27号の3によるものとする。

5 省令第19条の2第2項第12号の規定による鳥獣の捕獲等に係る実績に関する書類は、様式第28号によるものとする。

6 省令第19条の2第2項第13号の規定による役員及び事業管理責任者が省令第19条の8第3号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面は、様式第29号によるものとする。

7 省令第19条の2第2項第15号の規定による申請者が法第18条の4各号に該当しない者であることを誓約する書面は、様式第30号によるものとする。

(認定証の再交付の申請)

第26条 省令第19条の9第4項の申請書は、様式第31号によるものとする。

2 亡失により認定証の再交付を受けた者は、当該亡失した認定証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

(認定証の亡失の届出)

第27条 省令第19条の9第5項の規定による亡失の届出は、様式第31号によるものとする。

(変更の認定の申請)

第28条 省令第19条の11第1項の申請書は、様式第32号によるものとする。

(軽微な変更の届出)

第29条 省令第19条の12第1項の届出書は、様式第33号によるものとする。

(認定鳥獣捕獲等事業の廃止の届出)

第30条 法第18条の7第4項の規定による届出は、様式第34号によるものとする。

(認定の有効期間の更新)

第31条 省令第19条の13第1項の申請書は、様式第35号によるものとする。

2 省令第19条の13第3項の報告書は、様式第36号によるものとする。

(認定鳥獣捕獲等事業者台帳)

第32条 法第18条の2の規定により鳥獣捕獲等事業の認定をしたときは、知事は、認定鳥獣捕獲等事業者台帳(様式第37

号)を作成するものとする。

様式第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式(注)5中「学研究又は有害鳥獣捕獲等の」を「「学研究(生態調査)」、「管理(被害防止)」、「管理(数の調整)」、「保護(傷病鳥獣)」等、」に、「有害鳥獣捕獲」を「「管理(被害防止)」」に改め、同様式(注)13中「第4条第1項第1号」を「第4条第1項」に改め、同様式(注)14中「手続状況を記載すること」の次に「(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)」を加える。

様式第2号中「有害鳥獣被害状況書」を「鳥獣被害状況書」に、「有害鳥獣による」を「鳥獣による」に改める。

様式第3号中「有害鳥獣捕獲依頼書」を「鳥獣捕獲依頼書」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「有害鳥獣捕獲の」を「管理(被害防止)の」に改める。

様式第4号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式(注)1中「学研究、有害鳥獣捕獲」を「「学研究(生態調査)」、「管理(被害防止)」、「管理(数の調整)」、「保護(傷病鳥獣)」」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

様式第8号から様式第12号までの様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

様式第13号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

様式第14号表面中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式裏面を次のように改める。

(裏面)

猟銃・空気銃所持許可証番号及び原交付年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許に係る猟具について記載すること。）															
②	猟銃・空気銃所持許可証番号 （銃の許可番号を記載しないこと。）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	号	原交付年月日	年 月 日
③ 同一登録年度内において、更新を受けようとする銃猟免許と異なる種類の銃猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その銃猟免許の種類															
銃猟免許の種類															
④ 認定鳥獣捕獲等事業の従事者の場合において、銃猟について必要な適性を有することの確認（確認がなされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付すこと。）															
適性の確認 <input type="checkbox"/>															
記載上の注意事項															
1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。 2 ※印欄には、申請者は記載しないこと。 3 ④において、適性の確認がなされている場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が当該従事者について、銃猟について必要な適性の確認をした旨の指定の様式による書面を添付すること。															

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第14号の次に次の 1 様式を加える。

様式第14号の2 (第14条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所	(〒 —) 電話番号 ()	
名 称		
代表者の 氏 名	(記名押印又は署名)	
認定証	認定証番号	
	交付年月日	年 月 日
	都道府県知事名	

狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面

下記の事業従事者については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であることを証明するとともに、狩猟について必要な適性を有することを確認したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第59条の2の規定により提出します。

記

事業従事者の氏名	適性を有することを 確認した日	適性を有することを 確認した方法	結果

- (注) 1 認定鳥獣捕獲等事業者が作成すること。
 2 複数人分まとめて作成することができる。
 3 適性を有することを確認した日欄には、狩猟免許の更新の申請前1年以内の年月日を記載すること。
 4 適性を有することを確認した方法欄には、安全管理規程に定める事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項のうち、視力、聴力及び運動能力の把握に関する事項に基づき実施した方法（医師の診断書、健康診断の結果等）を記載すること。
 5 この証明書は、本証明書が発行された日から3か月以内に限り有効とする。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第15号表面中

「

※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
-----------------	--

を

」

「

※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
※施行規則第65条第1項第7号、第8号 又は第9号の該当者か否かの別	

に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を

」

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式裏面及び別紙を次のように改める。

(裏面)

②	狩猟をしようとする場所 (該当する□にレ印を付すこと。)														
	□ 島根県の区域全部		□ 放鳥獣猟区の区域												
③	施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別 (該当する□にレ印を付すこと。)														
	□ 第7号 (許可捕獲等をした者)		□ 第8号 (許可捕獲等に従事した者)												
	□ 第9号 (認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者)		□ いずれにも該当しない												
④	対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (該当する□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名欄には、対象鳥獣捕獲員である場合は対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を、対象鳥獣捕獲員でない場合は「否」を記載すること。)														
	□ 対象鳥獣捕獲員		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名												
	□ 対象鳥獣捕獲員でない		()												
⑤	免許の効力の停止の有無 (該当する□にレ印を付し、かつ、有の場合は、その停止の期間を記載すること。)														
	免許の効力の停止の有無	□ 有 □ 無	停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで										
⑥	猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合に記載すること。)														
	猟銃・空気銃所持許可証番号 (銃の許可番号を記載しないこと。)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	号	交付年月日	年 月 日
⑦	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条第2項の要件に関する事項														
	共 済 保 険	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間										
	損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間										
	資 産 保 有														
⑧	職業 (具体的に記載し、職業分類の該当番号に○印を付すこと。)														
	職 業														
	職業分類	1 専門的・技術的職業従事者	2 管理的職業従事者	3 事務従事者											
		4 販売従事者	5 農林業従事者	6 漁業従事者											
		7 採鉱・採石作業者	8 運輸・通信従事者	9 技能工・生産工程作業者											
		10 単純労働者	11 保安職業従事者	12 サービス職業従事者											
		13 分類不能の職業	14 無職												
記載上の注意事項															
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。															
2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。															
3 ※印欄には、申請者は記載しないこと。															

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(別紙)

		※狩猟者登録番号	
年度 狩 猟 税 納 付 書			
納 税 義 務 者		住 所	
		氏 名	
狩猟免許の種類及び納付額 (該当する欄に○印を付すこと。)			○印 欄
1 号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外の者	一 般	16,500円
		許可捕獲者	8,200円
		対象鳥獣捕獲員	0円
		認定捕獲従事者	0円
2 号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者	一 般	11,000円
		許可捕獲者	5,500円
		対象鳥獣捕獲員	0円
		認定捕獲従事者	0円
3 号	網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外の者	一 般	8,200円
		許可捕獲者	4,100円
		対象鳥獣捕獲員	0円
		認定捕獲従事者	0円
4 号	網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者	一 般	5,500円
		許可捕獲者	2,700円
		対象鳥獣捕獲員	0円
		認定捕獲従事者	0円
5 号	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	一 般	5,500円
		許可捕獲者	2,700円
		対象鳥獣捕獲員	0円
		認定捕獲従事者	0円
私は、控除対象配偶者又は扶養親族のいずれにも該当しません。 (2号税率又は4号税率の適用を受ける者に限る。)		署 名	Ⓜ
備 考			
収 入 証 紙			

- (注) 1 対象鳥獣捕獲員については、狩猟者登録時において対象鳥獣捕獲員であった者であって、狩猟者登録の期間内に対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、残りの狩猟期間内に再び狩猟者登録をする場合を含む。
- 2 許可捕獲者とは、施行規則第65条第1項第7号又は第8号に該当する者のことをいう。
- 3 認定捕獲従事者とは、施行規則第65条第1項第9号に該当する者のことをいう。
- 4 許可捕獲者、対象鳥獣捕獲員又は認定捕獲従事者の税率の適用を受ける者は、市町村長の証明書を添付すること。
- 5 2号税率又は4号税率の適用を受ける者は、署名欄に署名押印し、併せて市町村長の証明書を添付すること。

- 6 地方税法第700条の52第2項（放鳥獣猟区に係る狩猟者の登録）の税率の適用を受ける者は、備考欄にその内容を記載すること。
- 7 ※印欄には、納税義務者は記載しないこと。

様式第16号表面中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式裏面中

「

猟銃・空気銃所持許可証番号、交付年月日及び有効年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合に記載すること。）															
⑤	猟銃・空気銃所持許可証番号 （銃の許可番号を記載しないこと。）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	号	交付年月日	年 月 日
														有効年月日	年 月 日

」

を

「

猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合に記載すること。）															
⑤	猟銃・空気銃所持許可証番号 （銃の許可番号を記載しないこと。）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	号	交付年月日	年 月 日

」

に改め、同様式別紙を次のように改める。

(別紙)

		※狩猟者登録番号	
年度 狩 猟 税 納 付 書			
納 税 義 務 者		住 所	
		氏 名	
狩猟免許の種類及び納付額（該当する欄に○印を付すこと。）			○印 欄
1 号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外の者	一 般	16,500円
		許可捕獲者	8,200円
		対象鳥獣捕獲員	0円
		認定捕獲従事者	0円
2 号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	一 般	11,000円
		許可捕獲者	5,500円
		対象鳥獣捕獲員	0円
		認定捕獲従事者	0円
3 号	網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外の者	一 般	8,200円
		許可捕獲者	4,100円
		対象鳥獣捕獲員	0円
		認定捕獲従事者	0円
4 号	網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	一 般	5,500円
		許可捕獲者	2,700円
		対象鳥獣捕獲員	0円
		認定捕獲従事者	0円
5 号	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	一 般	5,500円
		許可捕獲者	2,700円
		対象鳥獣捕獲員	0円
		認定捕獲従事者	0円
私は、控除対象配偶者又は扶養親族のいずれにも該当しません。 (2号税率又は4号税率の適用を受ける者に限る。)		署 名	㊟
備 考			
収 入 証 紙			

- (注) 1 対象鳥獣捕獲員については、狩猟者登録時において対象鳥獣捕獲員であった者であって、狩猟者登録の期間内に対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、残りの狩猟期間内に再び狩猟者登録をする場合を含む。
- 2 許可捕獲者とは、施行規則第65条第1項第7号又は第8号に該当する者のことをいう。
- 3 認定捕獲従事者とは、施行規則第65条第1項第9号に該当する者のことをいう。
- 4 許可捕獲者、対象鳥獣捕獲員又は認定捕獲従事者の税率の適用を受ける者は、市町村長の証明書を添付すること。
- 5 2号税率又は4号税率の適用を受ける者は、署名欄に署名押印し、併せて市町村長の証明書を添付すること。

- 6 地方税法第700条の52第2項（放鳥獣猟区に係る狩猟者の登録）の税率の適用を受ける者は、備考欄にその内容を記載すること。
- 7 ※印欄には、納税義務者は記載しないこと。

様式第17号中

「

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
～5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21			

を

」

「

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

に、

」

「

免許の 種類	狩猟をする 都道府県	登録年月日	番 号	対象鳥獣 捕獲員で あるか否 かの別	免許の 種類	狩猟をする 都道府県	登録年月日	番 号	対象鳥獣 捕獲員で あるか否 かの別
	狩猟をする 場所	返納年月日				狩猟をする 場所	返納年月日		

」

を

「

免許の 種類	狩猟をする 都道府県	登録 年月日	施行規則第65条第 1項第7号、第8 号又は第9号の該 当者か否かの別	対象鳥獣 捕獲員で あるか否 かの別	免許の 種類	狩猟をする 都道府県	登録 年月日	施行規則第65条第 1項第7号、第8 号又は第9号の該 当者か否かの別	対象鳥獣 捕獲員で あるか否 かの別
	狩猟をする 場所	返納 年月日	狩猟をする 場所			返納 年月日			
			(第 号)					(第 号)	
			(第 号)					(第 号)	
			(第 号)					(第 号)	
			(第 号)					(第 号)	

」

			(第 号)					(第 号)	
			(第 号)					(第 号)	

に改め、同様式（注）中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 「施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者か否かの別」欄は、該当する場合は該当する号数を、いずれにも該当しない場合には「否」を記載する。

様式第18号（注）3中「備考欄には、」の次に「施行規則第65条第1項第7号、第8号若しくは第9号に該当する者又は」を加える。

様式第19号中

「

住所・氏名変更届出

下記のとおり住所・氏名を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 条第 項・同法施行規則第 条第 項の規定により届け出ます。

対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合※1

亡失届出

下記のとおり狩猟免状等を亡失したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 条第 項・同法施行規則第 条の規定により届け出ます。

再交付申請

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 条第 項の規定により下記のとおり狩猟免状等の再交付を申請します。

を

「

住所・氏名変更に係る届出

下記のとおり住所・氏名を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 条第 項・施行規則第 条第 項の規定により届け出ます。

施行規則第65条第1項第9号に該当する者でなくなった場合の届出（※1）

対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届出（※2）

亡失に係る届出

下記のとおり狩猟免状等を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 条第 項・施行規則第 条の規定により届け出ます。

再交付申請

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 条第 項の規定により下記のとおり狩猟免状等の再交付を申請します。

に、

「
 ※2 旧住所・氏名

 新住所・氏名
 」

を

「
 ※3 旧住所・氏名

 新住所・氏名
 」

に改め、同様式（注）を次のように改める。

（注）1 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。

2 ※1については、施行規則第65条第1項第9号に該当する者として狩猟者登録を行った者が、同号に該当す

る者でなくなった場合に限り、□にレ印を付すこと。

3 ※2については、対象鳥獣捕獲員でない者として狩猟者登録を行った者が当該者の狩猟者登録期間中に対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合に限り、□にレ印を付すこと。

4 ※3欄については、住所・氏名変更に係る届出を行おうとする場合に限り記載すること。

なお、変更届出には、住所又は氏名の変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）を添付すること（届出書の提出に際して上記書類の提出を行うことでも足りる。）。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第21号の次に次の19様式を加える。

様式第22号（第21条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所	(〒 -) 電話番号 ()
氏 名	(記名押印又は署名)
職 業	
生年月日	年 月 日生

麻酔銃猟許可申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条の2第1項の規定により、住居集合地域等における麻酔銃猟の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

使用する麻酔薬の名称及び量	
住居集合地域等において麻酔銃猟をしなければならない理由	
捕獲等の期間	
捕獲等の区域	
捕獲等をする鳥獣の種類及び数量	
危害の防止のための措置	
麻酔銃の所持許可証の番号及び交付年月日（所持許可者以外が実施する場合は、人命救助等に從事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）	

(注) 1 住居集合地域等の麻酔銃猟については、本許可申請の他に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定による許可申請が必要であり、さらに、必要に応じて同法第37条に基づく危険猟法の許可申請が必要であることに留意すること。

2 使用する麻酔薬の名称及び量欄には、使用薬名又は麻酔薬の主成分及び1発射当たりの施用量を明示すること。

3 住居集合地域等において麻酔銃猟をしなければならない理由欄には、生活環境に係る被害の状況又は被害が生じるおそれのある状況を踏まえて、当該住居集合地域で実施しなければならない理由、捕獲等の作業の安全性や迅速性について他の手段と比較して麻酔銃猟によることが適切とする理由等を記載すること。

4 捕獲等の区域欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入し、捕獲等の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図等を添付すること。

5 危害の防止のための措置欄には、人の身体、生命に予期しない危険を及ぼすおそれを回避する観点から行う措置（方法等の工夫等）を具体的に記入すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第23号（第22条—第24条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所	(〒 —) 電話番号 ()
氏 名	(記名押印又は署名)
職 業	
生年月日	年 月 日生

麻酔銃猟許可証再交付申請書

住所等変更届出書

麻酔銃猟許可証亡失届出書

再交付申請

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第7項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条の2第4項の規定により、下記のとおり許可証の再交付を申請します。

住所・氏名変更に係る届出

下記のとおり住所・氏名を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条の2第5項の規定により届け出ます。

亡失に係る届出

下記のとおり許可証を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条の2第6項の規定により届け出ます。

記

番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
亡失・滅失した事情	
※旧住所・氏名	
※新住所・氏名	

(注) 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。

2 ※欄は、住所・氏名変更に係る届出を行おうとする場合に限り記入すること。

なお、変更届出には、住所又は氏名の変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第24号 (第25条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者の住所	(〒 -) 電話番号 ()
申請者の名称	
申請者の代表者の氏名	(記名押印又は署名)

認定申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の3第1項の規定により、鳥獣捕獲等事業が同法第18条の5第1項に規定する基準に適合していることにつき、認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ヒグマ 4 ツキノワグマ 5 ニホンザル 6 その他 ()
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕獲従事者	「捕獲従事者名簿」のとおり
	安全管理体制	添付資料 のとおり
	夜間銃猟の実施	1 有 2 無 添付資料 のとおり
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識	添付資料 のとおり	
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施	添付資料 のとおり	

捕獲従事者名簿

氏 名	生年月日	狩猟免許 の種類	※銃器を使用する場合		救急救命講習の 受講の有無
			銃砲の種類	※夜間銃猟をする者	

- (注) 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
- 4 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、捕獲従事者欄については捕獲従事者名簿を添付すること。
- 5 捕獲従事者名簿の記載に当たっては、次の事項に留意すること。
- (1) 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
- (2) 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第 1 種銃猟免許、第 2 種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許）を記載すること。
- (3) 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄に記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライフル銃、空気銃等）を記載すること。
- (4) 夜間銃猟をする場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。
- なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
- (5) 救急救命講習の受講の有無欄については、当該捕獲従事者が受講した場合は○を記載すること。
- なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。
- 6 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、安全管理体制欄の添付書類は、安全管理規程及び安全管理講習に関する書類を指し、夜間銃猟の実施欄の添付書類は、夜間銃猟安全管理規程及び夜間銃猟安全管理講習に関する書類を指す。
- 7 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類を指す。
- 8 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、研修に関する書類を指す。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 添付書類は、別紙のとおりのほか、知事が必要と認める書類とする。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(別紙) 添付書類一覧

※本申請書に添付した書類について、□にレ印を付すこと。

- 法人の定款又は寄附行為
- 法人の登記事項証明書
- 役員及び事業管理責任者の名簿（代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、氏名、生年月日及び役職）（様式第25号）
- 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）
- 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面（様式第26号）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
- 研修に関する計画書
- 申請者の捕獲等の実績を記した書類（様式第28号）
- 役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書（様式第29号）
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第4号（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損害保険契約の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書（様式第30号）

(銃猟による事業を実施する場合)

- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあっては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）

(夜間銃猟をする場合)

- 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する書類
 - ・射撃技能を証明する書類（様式第27号）
 - ・捕獲等の実績に関する書類（様式第27号の2）
 - ・人格識見を有することの推薦書（様式第27号の3）
- 夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

様式第 25 号 (第 25 条 関係)

役員及び事業管理責任者名簿

(年 月 日 現在)

役員

住 所	氏 名 (ふりがな)	生年月日	性別	役 職

事業管理責任者

住 所	氏 名 (ふりがな)	生年月日	性別	役 職

様式第26号 (第25条関係)

事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

事業管理責任者 の住所	(〒 -) 電話番号 ()
事業管理責任者 の氏名	(記名押印又は署名)

下記の業務を行うことを誓約します。

記

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程について、随時必要な改善を図ること。
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。

様式第27号 (第25条関係)

年 月 日

島根県知事 様

射撃技能を証明 する者の所属	
射撃技能を証明 する者の肩書	
射撃技能を証明 する者の氏名	(記名押印又は署名)

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書

下記の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、射撃の技能を有することについて、下記のとおり証明します。

記

氏 名		
住 所		
所 属		
生 年 月 日	年	月 日生
射撃技能を確認した日	年	月 日
射撃技能を確認した場所		
使用した銃の種類	散弾銃 ・ 散弾銃及びライフル銃以外の猟銃 ・ ライフル銃	
使用した銃弾の種類		
射 撃 姿 勢	立射・膝射・肘射・伏射・その他 () 銃身の簡易な依託 あり (方法 :) ・ なし	
結 果	発射数	中心からの距離 (c m)
	1 回目	
	2 回目	
	3 回目	
	4 回目	
	5 回目	

- (注) 1 該当するものを○で囲むこと。
 2 所属欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載すること。
 3 使用した銃弾の種類欄には、使用した銃弾の名称を記載すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第27号の2 (第25条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者の住所	(〒 -) 電話番号 ()
申請者の名称	
申請者の代表者の氏名	(記名押印又は署名)

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績

下記の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、鳥獣の捕獲等を実施した実績は、下記のとおりです。

記

氏 名	
住 所	
所 属	
生 年 月 日	年 月 日生
第1種銃猟免許の交付年月日	年 月 日
銃所持許可証番号(装薬銃)	
過去3年間に装薬銃により捕獲等した数量	ニホンジカ： 頭 イノシシ： 頭
過去3年間の事故の実績	1 あり(具体的に：) 2 なし

- (注) 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
2 所属欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載すること。
3 捕獲許可証の写し、狩猟報告の写し等、捕獲等した数量が分かる書類を添付すること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第27号の3 (第25条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者の住所	(〒 -) 電話番号 ()
申請者の名称	
申請者の代表者の氏名	(記名押印又は署名)

夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書

下記の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有することにつき、推薦いたします。

記

氏 名	
住 所	
所 属	
生 年 月 日	年 月 日生

- (注) 1 複数名を推薦する場合は、1枚に記載することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第28号 (第25条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者の住所	(〒 -) 電話番号 ()
申請者の名称	
申請者の代表者の氏名	(記名押印又は署名)

鳥獣の捕獲等に係る実績

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第1号に規定する、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣の捕獲等を実施した実績は、下記のとおりです。

記

1 鳥獣捕獲等事業を実施した実績

鳥獣捕獲等事業の発注者	
鳥獣捕獲等事業の受託者の名称 (申請者が組織的に実施したと認められる理由)	
実施期間	
実施区域	
鳥獣の種類	
捕獲等の方法	
捕獲従事者の氏名	
実施結果	

2 鳥獣捕獲等事業における事故実績

事故発生の有無	1 有 2 無
事故の概要	※事故報告書を添付

- (注) 1 申請前3年以内の実績に限る。
 2 複数の実績を記載する場合は、本様式を実績ごとに記載すること。
 3 鳥獣捕獲等事業の発注者欄には、鳥獣捕獲等事業を発注した者の氏名又は名称を記載すること。
 4 鳥獣捕獲等事業の受託者の名称欄には、原則として申請者の名称を記載すること。ただし、申請者の下部組織等が受託した鳥獣捕獲等事業であって、申請者が組織的に実施したものと認められる場合には、当該受託者の氏名又は名称を記載するものとし、申請者が組織的に実施したと認められる理由欄に記載し、定款その他申請者と受託者の関係が分かる書類を添付すること。
 5 鳥獣の種類については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業の対象鳥獣であること。
 6 捕獲等の方法については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業で用いる猟法(法定猟法に限る。)であること(銃猟、わな猟、網猟の別)。

- 7 捕獲従事者の氏名欄には、当該鳥獣捕獲等事業において捕獲に従事した者の氏名を記載すること。
なお、捕獲従事者の人数が多い場合は、認定を受けようとする捕獲従事者と重複する者の氏名を少なくとも 1 名以上記載した上で、「他〇名」とすること。
- 8 実施結果については、捕獲数その他、受託した事業を適切に実施したかを記載すること。
- 9 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 10 申請前 3 年以内に鳥獣捕獲等事業において事故（保険金の支払いがある程度以上のものであって、自損、他損、人身事故、器物損壊等を含む。）があった場合は、全ての事故について事故報告書（事故後の改善点を含む。）を添付すること。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第29号（第25条関係）

役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
第19条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

申請者の住所	(〒 -) 電話番号 ()
申請者の名称	
申請者の代表者の氏名	(記名押印又は署名)

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 5 暴力団員等がその事業活動を支配する者

様式第30号（第25条関係）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

島根県知事 様

申請者の住所	(〒 -) 電話番号 ()
申請者の名称	
申請者の代表者の氏名	(記名押印又は署名)

下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の10第2項の規定により同法第18条の2の認定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
- 2 役員のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第5号又は第6号のいずれかに該当する者がある者

様式第31号（第26条・第27条関係）

年 月 日

島根県知事 様

認定証番号	
認定証交付年月日	
住 所	(〒) 電話番号 ()
名 称	
代表者の氏名	(記名押印又は署名)

認定証再交付申請書

認定証亡失届出書

再交付申請

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の9第3項の規定により、下記のとおり認定証の再交付を申請します。

亡失の届出

下記のとおり認定証を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の9第5項の規定により届け出ます。

記

亡失・滅失した事情	
-----------	--

(注) 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第32号（第28条関係）

年 月 日

島根県知事 様

認定証番号	
認定証交付年月日	
申請者の住所	(〒 -) 電話番号 ()
申請者の名称	
申請者の代表者の氏名	(記名押印又は署名)

変更の認定申請書

年 月 日付け第 号で認定を受けた鳥獣捕獲等事業の変更について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第1項の規定により認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
変更予定日		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第33号 (第29条関係)

年 月 日

島根県知事 様

認定証番号	
認定証交付年月日	
住 所	(〒 -) 電話番号 ()
名 称	
代表者の氏名	(記名押印又は署名)

認定を受けた事項の変更届出書

下記のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第3項の規定により届け出ます。

記

変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
変更日 (又は 変更予定日)		

- (注) 1 申請者の住所、名称又は代表者の氏名に変更があった場合は、申請者の住所、名称及び代表者の氏名欄には、変更後の内容を記載し、変更の内容欄に変更前及び変更後の内容を記載すること。
- 2 申請書類の変更を伴うときは、変更後の書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第34号（第30条関係）

年 月 日

島根県知事 様

認定証番号	
認定証交付年月日	
申請者の住所	(〒 -) 電話番号 ()
申請者の名称	
申請者の代表者の氏名	(記名押印又は署名)

認定鳥獣捕獲等事業の廃止届出書

下記のとおり認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定により届け出ます。

記

廃止した日	
-------	--

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第35号 (第31条関係)

年 月 日

島根県知事 様

認定証番号	
認定証交付年月日	
認定証を交付した 都道府県知事名	
申請者 の住所	(〒 -) 電話番号 ()
申請者 の名称	
申請者の代表者 の氏名	(記名押印又は署名)

認定の有効期間の更新申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第2項の規定により、認定の有効期間の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ヒグマ 4 ツキノワグマ 5 ニホンザル 6 その他 ()
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕獲従事者	「捕獲従事者名簿」のとおり
	安全管理体制	添付資料 のとおり
	夜間銃猟の実施	1 有 2 無 添付資料 のとおり
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識	添付資料 のとおり	
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施	添付資料 のとおり	
研修の実施状況	添付資料 のとおり	

捕獲従事者名簿

氏 名	生年月日	狩猟免許 の種類	※銃器を使用する場合		救急救命講習 の受講の有無
			銃砲の種類	※夜間銃猟をする者	

- (注) 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
- 4 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、捕獲従事者欄については捕獲従事者名簿を添付すること。
- 5 捕獲従事者名簿の記載に当たっては、次の事項に留意すること。
- (1) 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
- (2) 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第1種銃猟免許、第2種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許）を記載すること。
- (3) 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄に記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライフル銃、空気銃等）を記載すること。
- (4) 夜間銃猟をする場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。
- なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
- (5) 救急救命講習の受講の有無欄については、当該捕獲従事者が受講した場合は○を記載すること。
- なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。
- 6 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、安全管理体制欄の添付書類は、安全管理規程及び安全管理講習に関する書類を指し、夜間銃猟の実施欄の添付書類は、夜間銃猟安全管理規程及び夜間銃猟安全管理講習に関する書類を指す。
- 7 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類を指す。
- 8 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、研修に関する書類を指す。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 添付書類は、別紙のとおりのほか、知事が必要と認める書類とする。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(別紙) 添付書類一覧

※本申請書に添付した書類について、□にレ印を付すこと。

- 法人の定款又は寄附行為
- 法人の登記事項証明書
- 役員及び事業管理責任者の名簿（代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、氏名、生年月日及び役職）（様式第25号）
- 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）
- 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面（様式第26号）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに受講した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに修了した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに修了した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
- 研修に関する計画書
- 研修の実施状況に関する報告書（様式第36号）
- 申請者の捕獲等の実績を記した書類（様式第28号）
- 役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書（様式第29号）
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第4号（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損害保険契約の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書（様式第30号）

(銃猟による事業を実施する場合)

- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあっては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）

(夜間銃猟をする場合)

- 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する書類
 - ・射撃技能を証明する書類（様式第27号）
 - ・捕獲等の実績に関する書類（様式第27号の2）
 - ・人格識見を有することの推薦書（様式第27号の3）
- 夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し（新たに修了した者に限る。）
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

様式第36号 (第31条関係)

研修実施状況報告書	
島根県知事	年 月 日
様	認定証番号
	住所
	名称
	代表者の氏名
	電話番号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の13第3項の規定により、研修の実施状況を報告します。	
研修の実施状況	(1年目)
	(2年目)
	(3年目)
研修計画の 改善状況	

- (注) 1 研修の実施状況欄には、実施時期、内容、研修を受けた者等について記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 37 号 (第 32 条 関係)
 年度 認定鳥獣捕獲等事業者台帳 (島根県知事認定)

認定証 番号	認定証交 付年月日	事業者の 名称	住所	代表者の 氏名	連絡先 (電話番号等)	事業管理責任 者の氏名	猟法別の 捕獲従事者数	捕獲方法及び対象 とする鳥獣の種類	夜間銃猟 実施の有無	備考
							装薬銃 空気銃 わな 網	名 名 名 名 ()		
							装薬銃 空気銃 わな 網	名 名 名 名 ()		
							装薬銃 空気銃 わな 網	名 名 名 名 ()		
							装薬銃 空気銃 わな 網	名 名 名 名 ()		
							装薬銃 空気銃 わな 網	名 名 名 名 ()		
							装薬銃 空気銃 わな 網	名 名 名 名 ()		
							装薬銃 空気銃 わな 網	名 名 名 名 ()		
							装薬銃 空気銃 わな 網	名 名 名 名 ()		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成された申請書でこの規則の施行の際受理されているものは、この規則による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成された申請書とみなす。

(島根県県税条例施行規則の一部改正)

3 島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第103条第1項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部改正)

4 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則（平成12年島根県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の表第5号右欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」に改める。

告 示**島根県告示第423号**

島根県鳥獣保護員設置要綱（昭和39年島根県告示第135号）の一部を次のように改正する。

平成27年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

題名を次のように改める。

島根県鳥獣保護管理員設置要綱

第1条中「鳥獣保護及び」を「鳥獣の保護及び管理並びに」に、「鳥獣保護員（以下「保護員」を「鳥獣保護管理員（以下「保護管理員」に改める。

第2条及び第3条中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第4条中「保護員」を「保護管理員」に、「鳥獣保護及び狩猟」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化」に改める。

附 則

この告示は、平成27年 5 月 29 日から施行する。

訓 令**島根県訓令第7号**

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成27年 5 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第3第25号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 5月29日から施行する。